

日進市 ショートタイムテレワーク事業 概要

1 趣旨

日進市(以下「市」という。))は、ソフトバンク株式会社と連携し、パソコンやタブレットなどを活用して、テレワークにより短時間(週8時間程度)働くという新しい働き方(以下「本施策」という。))を推進するため、本施策を実施する事業者(以下、「実施企業」という。))およびショートタイムワーカーを募集しマッチングさせることで、持続可能なまちづくりと地域活性化に資するもの。

2 事業の内容

(1)事業名称

ショートタイムテレワーク事業

(2)事業概要

ア 実施企業は、本施策により働く者(以下、「ショートタイムワーカー」という。))を雇用する。

イ 市は、企業が本施策を実施するにあたり、以下の項目について支援する。

- ・ iPad又はiPad miniの貸出

(雇用開始から6か月間、1実施企業につき5台まで。)

実施企業とショートタイムワーカーをWEBカメラでつなぐために使用予定)

- ・ ショートタイムワーカー募集におけるサポート(広報につしん・日進市ホームページに掲載など)

- ・ 人材の紹介(過去応募者の人材バンクなどを活用)

- ・ ショートタイムワーカーに依頼する業務の選定など本施策の実施に必要なノウハウの提供

ウ ショートタイムワーカー雇用開始までのスケジュール例

6か月前	5か月前	4か月前	3か月前	2か月前	1か月前	雇用開始
社内体制 整備	依頼する 業務選定	募集方法 検討	募集開始	面接	採用結果 通知	雇用開始
			採用説明 会	選考		機器貸出
	募集人数 の検討				採用手続	

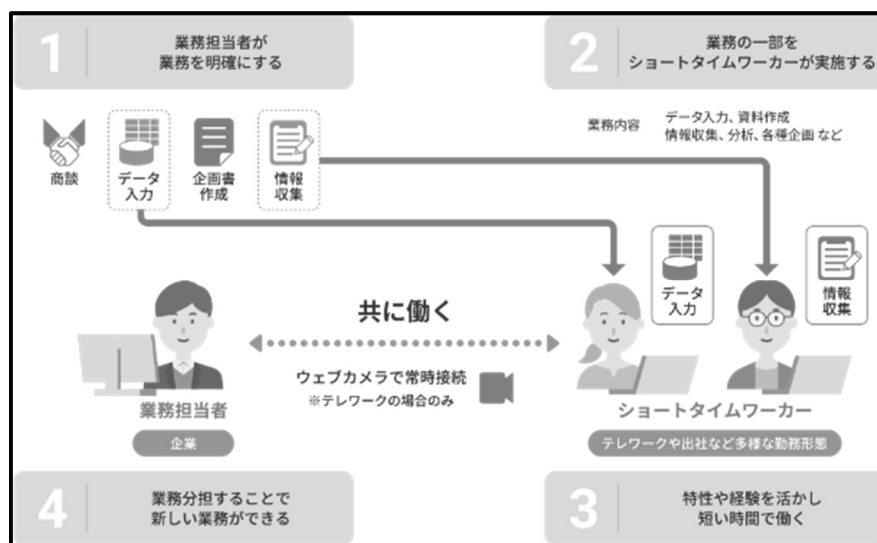
(3)本施策のメインターゲット

- 出産・育児・介護・闘病などの理由で長時間勤務が困難な市内在住の方
- 自身のスキルや経験を活かして短時間・テレワークで働きたい方(ダブルワーク可)
(デザイン業務、プログラム、アプリ等の開発、SNS運用などで企業成長に繋がるもの)

(4)募集事業者数

10者程度(※募集上限に達し次第受付終了。)

3 事業イメージ



4 応募資格

日進市内に事業所を有する法人、個人または団体で、次の(1)～(6)に掲げる要件のすべてに該当する事業者とする。

- (1)テレワークで業務が遂行可能であること。
- (2)雇用するショートタイムワーカーについて、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を遵守すること。
- (3) 日進市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4)宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5)市税等(法人市民税、法人税、消費税、固定資産税、都市計画税、法人事業税、地方法人特別税、事業所税等)の滞納がないこと。
- (6)本施策の実施について、日進市からのアンケートなどに協力できること。

5 提出書類等

(1)提出書類

ア 事業参加申込書(様式1) イ チェックシート兼誓約書(様式2)

(2)申込方法

申込書類の持参・郵送・Eメール(提出先は事務局窓口まで)

事務局

日進市役所

都市産業部 産業観光課

電 話:0561-76-7366(直通)

メール:sangyo@city.nisshin.lg.jp